

委員会提出議案第3号

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年9月25日提出

提出者

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別紙

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は、一般財源の中に組み込まれています。例えば、教材費のうち図書費について、学校図書館の蔵書冊数は「学校図書館図書標準」によって設定されています。しかし、その標準を満たしている公立小中学校の割合には、都道府県間で大きな格差が生じています（2015年度末 小学校35.2～98.1%、中学校17.7～88.6%）。

義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月25日

三重県亀山市議会議長 中村嘉孝

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	野	田	聖	子	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
文部科学大臣	林		芳	正	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	伊	達	忠	一	様